

特殊勤務手当（防疫等作業手当及び死体取扱手当）について（提案）

1 提案理由

監察医事務所においては、死因不明のため死体の検案等を行っており、新型インフルエンザ等感染症を始め、感染症の病原体に接する可能性があることから、給料の調整額が支給されない職員について、防疫等作業手当を支給する。

また、同事務所が本務である医師には給料の調整額が支給されるが、兼務の医師には同調整額が支給されないことから、給与上の均衡を図るため、兼務の医師について、死体取扱手当を支給する。

2 提案内容

【防疫等作業手当】

対象 (監察医事務所)	支給要件 (条例第9条第1項第1号)	支給額 (条例第9条第2項第1号)
給料の調整額が支給されない職員 ※医師（兼務）、一部の臨床検査技師、衛生検査技師及び一般行政	感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理等を行った場合	日額 290 円 ただし、心身に著しい負担を与える場合(*) 日額 580 円 *発熱その他、結核等の症状を呈する者に接する業務

【死体取扱手当】

対象 (監察医事務所)	支給要件 (条例第11条第1項第1号)	支給額 (条例第11条第2項第1号)
給料の調整額が支給されない医師 ※医師（兼務）	死体の検案又は解剖に関する業務に従事した場合	日額 650 円

※表中の「条例」は「職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年大阪府条例第41号）」のこと。

3 実施時期

令和8年4月1日

4 協議期限

令和8年1月20日

<参考>

○職員の特殊勤務手当に関する条例 抜粋

(防疫等作業手当)

第九条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項及び第三項の感染症並びにこれに準ずる感染症(人事委員会規則で定めるものに限る。)(以下これらを「感染症」という。)に関し、保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。

イ 感染症の患者又は感染症にかかっている疑いのある者に接する業務

ロ 感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理

ハ 感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務

二一五 (略)

2 防疫等作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 従事した日一日につき二百九十円(前項第一号に規定する業務のうち心身に著しい負担を与える業務(人事委員会規則で定めるものに限る。))に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二一三 (略)

(死体取扱手当)

第十一条 死体取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(医師である職員を除く。)が、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第八条第一項の規定による死体の検案又は解剖に関する業務に従事したとき。

二 (略)

2 死体取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に規定する業務 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 衛生検査技師 六百五十円

ロ イに掲げる職員以外の職員 二百五十円

二 (略)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋

(定義等)

第六条 (略)

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 エボラ出血熱

二 クリミア・コンゴ出血熱

三 痘そう

四 南米出血熱

五 ペスト

六 マールブルグ病

七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 急性灰白髄炎

二 結核

三 ジフテリア

四 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

五 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。)

六 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症(第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十五項第一号において同じ。)の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。)

4-26 (略)